



「障害者差別解消法」 が改正されました!

障がいのあるなしにかかわらず、
すべての命は同じように大切であり、
かけがえのないものです。

障害者差別解消法では、一般の県民のみなさんに求められている
義務はありませんが、誰もが安心して暮らせるよう、
思いやりのある行動を心がけましょう。

行政機関等・民間事業者による
障がいを理由とする不当な差別的取扱いと
合理的配慮の不提供を禁止する
「障害者差別解消法」※が令和3年6月に改正されました!
※正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

岐阜県では、平成28年4月の障害者差別解消法の施行と同時に、
県民誰もが共に安心して暮らせる社会（共生社会）づくりを進める
「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」を制定し、
共生社会実現施策に取り組んでいます。



障害者差別解消法では こんなことが求められています。

「不当な差別的取扱い」の禁止

正当な理由なく、障がい者を理由として、サービスの提供を拒否・制限したり、障がいのない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

たとえば、次のような取扱いが禁止されています。

- 障がいがあることを伝えられると、それを理由にレストランへの入店を断ったり、保護者や介助者が一緒にないと入店させない。
- 旅館で、お客さんから「人工呼吸器を使いたい」と申し出があったが、「過去にそういう対応をしたことがないので」と、宿泊を断った。
- 誰にでも受験資格のある試験だが、印刷した紙の問題用紙でしか試験を行わないため、視覚障がいのある人が受験できなかった。

国・地方公共団体等/
民間事業者
法的義務



【出典：内閣府「合理的配慮」を知っていますか？】

「合理的配慮」の不提供の禁止

障がいのある方やその家族などから、配慮を求める意思表示があった時に、合理的な範囲で配慮を行うことが求められています。※1

たとえば、次のような配慮が求められています。

- お客さんから読み書きが困難であると申し出があったため、絵や写真のカード、タブレット端末などを使って意思を伝えあった。
- テーマパークで、お客さんから「体温調節機能の障がいにより炎天下に長時間並ぶことが難しい」と申し出があったため、スタッフが順番を把握しておき、順番となるまでは室内で待機できるようにした。

※1 一定の設備や組織・人員等の環境のもとで、個別の求めやあらかじめの申出に応じて対応するものが合理的配慮の提供です。不特定多数向けに、設備や組織・人員等の確保など対応体制面の事前の改善措置を行うものは環境の設備となります。

※2 障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」へ変更になります。

国・地方公共団体等/
民間事業者
法的義務※2



【出典：内閣府「合理的配慮」を知っていますか？】

障害者手帳をもっている人だけが 「障がい者」ではありません！

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいや高次脳機能障がいのある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障がい（難病に起因する障がいも含まれます）がある人で、障がいや社会の中にある様々な障壁（バリア）によって、生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障がい児も含まれます。）

- 障がい者差別で困っている…
- 法律についてもっと学びたい！

『岐阜県障がい者差別解消支援センター』へ

障がい者差別に関する相談対応のほか、民間の事業者や団体、行政機関等を対象とした法の出前講座などを行っています。

受付時間 月～金曜日（祝日除く）9時～17時
住 所 岐阜市下奈良2丁目2-1
電 話 058-215-9747
F A X 058-277-7217
メー ル info@gifu-kaisho.jp

【お問合せ先】

岐阜県健康福祉部障害福祉課

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代表) FAX 058-278-2643

